馬頭最終処分場基本設計(案)及び 事業実施のための環境影響評価書(案)に対する 意見及び県の見解 について

_	
	●1 意見の提出状況
	・提 出 期 間:平成18年 9月19日(火)から 10月18日(水)まで ・提 出 者 数:18名
_	・提出数及び
	提出方法:電子メール 13通、 ファクシミリ 5通、郵送 1通、持参 1通 (延べ 20通)
_	・縦 覧 者 数:12名
	●2 意見の内容と県の見解
	◇ 基本設計(案)に関する意見 ・・・・・・・・・・・ P 1
	◇ 環境影響評価書(案)に関する意見 ・・・・・・・ P8
	◇ その他の意見 ·····・ P19
_	

平成18年11月 栃木県

◇ 基本設計(案)に関する意見

No.	意	見	等	の	要	自	県	の	見	解
2	れることをとれるこれをは重点がある。これをは一つのである。これである。これではいる。これでは、これではいる。これではいる。これではいる。これではいる。これではいる。これではいる。これではいる。これではいる。これではいる。これではいる。これではいる。これではいる。これではいる。これでは、これではいる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	考 ま ま ま ま た た た た た が が が が が が が が が が が が が	て針駆うかが 基本を表す。	とで入いたれ一設計	別が、欲どれか などれか。 (案)	域行政組 いとの よういて では、 安	馬頭最終の乗物を受廃のでのでである。 乗物を受廃のでのでのでは、 はいいした はいいしい 検討して はいいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はい	処別人物地でいる人物地でおり人物の区おり場内の底がはますはののではでののですでののですでののですでののですでののですでののですでののですでののですでののですでののですでののですでののですでののですでののですでののですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのですでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのできでのでき<	排との政の ハーン・ハーン・ハーン・ハーン・ハーン・ハーン・ハーン・ハーン・ハーン・ハーン・	ます。 れについて 合から要望 後、対応を ・ソフト両
	も採算性が	い疑われ	れる。 				に、総合的 り、 ままで、 は ままで、 は が さ 、 と で 、 め 、 と で 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、	なリスク管 を十分確保 分場の建設 ストります。	理を行うと から稼働 十分配慮 。	ことによ 考えていま 後の管理運 しながら事
3	で、やむな 理念で、ク 理施設を地 所に建設す	にが資くロ下るも大源廃一水こ	問き化棄ズ汚k 辺いが物ド染が (大。可を(の望	気環境 能一時鎖(閉恐れの) とましい	き な	下水を汚のとなる のとなる 大水ではいる 大いない。 大いないるい。 大いない。 、 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いない。 大いな、 、 大いな、 大いな、 大いな、 大いな 大いな 大いな 大いな 大いな	結果、建設 境とまとまる 物受処理 を が り 理 重 り を り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ に る と り る と り る と り る と り る り る と り る り る	地 は し し し し し し し し し し し し し	に場 場れい最えまわた設 、管す処安。 北理の分全	が可能であ 沢不乗を 型で、として 場安 できる。
4	不織布、 土層などの るのか。			-		イト改良 保証され	回る遮水シが法令に適か	ステムを採 合する状態	用してお となり、	処分場が廃
5	遮水シス もしくは推 拠は何か。どのように	能定し、 、テムの	ているの耐用	のか。 年数組	その		止されるまと考えている		安全性が	確保される
6	付替河川 調整池吐出 ているのか う考えてい	は口の合 ・。また	合流域 た、土	は、と	ごのよ	うに考え	付替河川がますが、備い出も考慮した 出も考慮したな維持管理を	中沢流域か た設計とし	らの出水 ており、	
7	工事施工 事法面等へ 入排除につ	の外列	来種播	種なと	、外	込み、工 来種の移	法面の緑体に十分配慮で 種の使用を料	するととも	に、でき	
8	ある。河床 も健全な生 然を模倣す	に段差 態系/ る工法	差、護 は甦ら 去が望	岸に綴 ない。 !まれる	緩斜面 でき 。	る限り自	境となるよ など、多自	う、水の流 然型河川と	れに変化して整備	します。
9	適地性アが東及び南				て、	施設区域	現地の地形を動力を対象の地形を対象的な施設を	最大限活用 くすること	し、でき に配慮す	

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の		解
10	適地性ア西方向の搬根拠が見る	设入路7	が新設		_		搬入道路を の基本方針を するなど総合 に、那珂川町	合的な視点	現地の地形から検討す	グ等を考慮 「るととも
							小倉・梅平約	線等を基本		
11	これまれて、正間のったでは、一間では、一間では、一切では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	道路は	につい 反対方 、車両	て、和向へ抜を確実	ロ見とか えけさせ そに往往	トロの生 せる」と 复させな	廃棄物の抗 定時間に集り 分ででいます。 で変をがます。 できる。	るよう、運 、このため	う、また 行管理を行 、運搬管理	≦行方向の すうことと 理マニュア
12	今回のをできませる。そのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ておっておった。	り、住 なもの れない 最大、	民に何なら、	丁の相記 この。)根拠を	炎も無く ような計 を示して	ほか、県内を受け入れる。	こ、量処終ハ定㎡とと見と内、計分しれなごと見ないまでとれているというとれないのが、まのが、まのが、まのが、また間では、いいのが、また間では、いいのでは、これでは、ないのでは、これでは、ないのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	れい排計(見、終こ管すさの成み計分かし、終この成み計分かの成み計分かのようがのようがのようがのようがのようがのようがある。	型廃棄物を 管理は1年間は1年間が1年間が1年間が1年間が1年間が1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1日の1
13	県自らか処分場を建	—				内に最終	結果、建設 境保全に配 ると判断し	慮した処分 ました。 頭最終処分 舌かしなが	にわたって 場の設置が 場は、建設 ら、自然と	安全で環 ぶ可能であ と地周辺の この調和が
14	備中沢をとの比較格					也の場所	候補地といて、適地性価を実施して 環境保全に関すると判断	た結果、将 配慮した処	るための環 来にわたっ	環境影響評 って安全で
15	河川ではかりではかりではかりではかりではかりであってがい。	県はF く源でる 、 局所 にはなっ	時代に あり、 所、 人	逆行し 多で単 間が考	ノていた)生命な (体で反 うえた)	ないか。 が息づく	境となるよ など、多自然	然型河川と 頭最終処分 舌かしなが	れに変化を して整備し 場は、建設 ら、自然と	と持たせる します。 设地周辺の この調和が
16	基本計画 ないが、こ では事業ア ように行う	のよ	うな基 の措置	本計画を、と	iはない での年月	へ。これ 度にどの	法投棄物のいい時期に着	エしたいと 竟影響評価 ては、建設	向け、でき 考えていま で検討した 工事の進捗	きる限り早 ミす。 上環境保全 歩状況に合

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の	見	解
17	画、それにら、当然、	続く 続 見直	事業ア	セスにがある	反映。	されるか	調査の結果、 等を合わせ ㎡と推定し、 実施してい	て撤去が必 、基本設計 ます。	物と周辺の要な量を終める。要な量を終めるで環境影響を表す。	7万染土壌 対5.1万 影響評価を
18	る」と言っる。	てき	た責任	を自覚	すべき	きであ	ための費用・全で安心ですると、埋す。	きる最終処 立容量は約	システムを 分場の建設 80万㎡	を備えた安 受費を考慮 となりま
19	供用が開 崩壊してい 事故に照ら か。	たこ	とがあ	ったが	, 20	の現実の	埋立地内でとしては、で をしては、で うれが確認でいます。 でいます。	あらかじめ された箇所	、遮水工の 基礎地盤を には平面技	の施工に当 を整正し、 非水材を設
20	処分場が 何度も往復 園があり、 険である。	゙ する。	ように	なるが	、学村	交、幼稚	させます。間を避ける。	ように十分 交通事故対 を整備し、	物の搬入に配慮します 策、運転す 運転者への	は、登校時 け。 皆教育等の D教育を徹
21	計画では週間雨をは対応できる。単のではまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	こついっ ここと を 対応	て、なるさどっこな	こまで ている ともあ	貯水注 のか。 るが、	也などで 時間雨 その程	を設定し、同調整池は、同数では、同数では、同数では、同数では、同数では、同数では、同数では、同数で	雨水が一挙 分な容量を 立地内に降 ら、安全に 、浸出水貯	検討しておいている に確保している ではない。 では、 ではいる では、 ではいる。 では、 ではいる。 では、 ではいる。 では、 ではいる。 では、 ではいる。 では、 ではいる。 では、 ではいる。 では、 ではいる。 では、 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	らり、防災 こ流す。 いま当地水と は一般では は一般では は では は では は では は では は では は
22	不法投棄 のことであ ら5年、整 ていない。	るが、	不法	投棄物	の詳細	細調査か	基本設計 法投棄地の記 投棄物撤去記	詳細調査の	結果に基づ	
23	北沢の不 定されていると説明し について信 本当に撤去	いる処グ ている 頼する	分場経 るが、 べき根	営から 採算 (拠が見	の利益 収支 当た	益を当て 見通し)	ための費用全で安心で変化を変化ので、コスを進めます。	きる最終処 料金を充て 場の建設か ト面にも十	システムを 分場のとと ること ら稼働後の 分配慮した	を備えた安 ででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 ではない。
24	ダイオキ に安定もない はこされるか。ま るリングは	質でで はない に は と た 基 み	あり、 いより 逃地登	何年た 下水集 に監視 に浸透	って ³ 排水や し、タ するプ	管から吐 処理され	国の構造ででは、一国の構造では、一大が基本が、大きなでででである。	盤に達する 基礎地盤に 立地周辺の	ステムに。 ことはない 設置する5 地下水の5	より、浸出 ヽと考えて 也下水集排 モニタリン

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の	見	解
25	元の備中 込まれては 水時の水の と)。	はならた	よいと	考える	,(付春	替後、洪	備中沢の現備中沢の水集排水管や貯留構造。 安定性を確	を設置する 物への地下	勘案し、? ことによ	沢筋に地下 り、遮水工
26	受入管理については運営が必要	は、公平	区な真				は、ハードで安全対策を	重視するこ 現大の で で に に に に に を い た の た の た の た の た の た り た り た り た り た り	なと、していると、していると、していると、しているというでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	フト面での トま情報公 理、ちろし、 さい さい での での での での での での での での での での での での での
27	法で定めの有害物質で、排水、非生物学的	重の検出 放流オ	出に役 となど	立つと のモニ	考えら タリン	っれるの ィグに是	国の構造 料水レベル により、処 が、き実施す 響を監視し	まで浄化で 理水の安全 、放流水や ることによ	きる水処3 性は確保 地下水の	ー されます モニタリン
28	「馬頭昴 ついては、 映されてい	以前か				髺)」に ミるで反	基本設計 明会などで 御要望を踏 えた安全で ています。	皆さんから まえて、多	いただい <i>。</i> 重安全シ	ステムを備
29	生ずる危険視点が欠落	をの最小ない。 なしてい	小化をいる。	図るこ	こと」に	対する	沿ってリス のリスクの ド・ソフト して、適切	最小限化を 両面の多重 なリスク管	じめ想定 図れるよ 安全シス 理を行い	し、これら う、ハー テムを構築 ます。
30	環境に関与ないででででででである。がある。がある。がからといったとのではといったがいといったが、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	けいけい けいけい かいりょう かいりょう かいり かいっと かいり いいしょ かいり いいしょ かいり いいい いいい いいい いいい いいい いいい いいい いいい いいい	ことでる営事でで定行の選手で できる できる できる できる できる できる できる できる できる こうしん いいい しょう いいい こうしん いいい こうしん いいい しょう	議る、は直切立すま及慎下断木	。 ・ ・ は環境けれる ・ は は な は は は は は は は は は は は は は	くセ影ばのアどとない。 とス響なマズはも範をらーマ動	基本設計や構造を検えを把握する必要最小限の地質調査を発	討するため ことが不可 の範囲で草	、現地の ⁵ 欠である。 刈等を行い	ことから、
31	遮水シー 方法となった なくなった 方策を考え)効果及 :場合の	をび検)処置	知シス につい	テムカ	ぶ機能し	して電気式	と物様は大大な場で、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変で	あります。これでであるというでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	万が一、遮 遮水シート 部に設置す 不透水性 多重のバッ

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の	見	解
32	漏水検知 置と集排水 について示	(管が破けて)	皮断し	た場合	合の修行	复措置等	加え、遮水出、水水一、水水水一、水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水水	はないと考知集排水管 知集排水に 水洗に応 不透水性の 水はないと考	シえにじ マンスにて ンるて ンるて ンるて ンるて	こより、 り、 方が、 でおい。 でおいる ではませる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
33	自己修復 及び有効性 できない場 と。	につい	ヽて示	すこと	:。自己	三修復が	クアップ機に設置する 破損した場 破損箇所の	もので、万 合、自己を 修復を かかと かかに触れ	重の遮水渡の悪水渡の悪水で機能にするというできます。	シートの間 水シ直ちに より直ちに や水膨潤性 ることによ
34	埋立地にからの有害掘削除去及すこと。	等物質∅	り浸出	等が発	生した	こ場合の	査、搬入管 を行い、受 入を防止し	入基準に適 ます。 出水の処理 とするため とがしたが とが、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が	査などのと とこのと に一のと で で の の の の の の の た の に の の の の の た の り の り の り の り た り た り た り	一連報 まな理工 を ・ は な が 理工 と ・ な が 理工 と ・ な が 理工 と ・ な が 理工 と ・ な が 理工 と
35	遮水構造 下(不等沈 密沈下、若 可能性につ か。	で で に に しく <i>に</i>	や埋 は地下	立物 0 水圧等	重量により	こよる圧の破断の	所の基礎地 り、不等沈 能性はない	下や埋立物	な安定性による圧れ による圧れ います。	を有してお 密沈下の可
36	基礎地盤 地盤改良の					予測と、	下集排水管 地下水の影 す。			
37	地下水集による破断のいて具体	が可能がある。	を性と	それにと。	に対する	5処置に	は、集排水等で巻きた。 また、地 する場所の しており、 下の可能性	てた構造と 質調査等の 基礎地盤は 不等沈下や はないと判	るため有。 します。 結果、埋 、十分ない 埋立ない	孔管を砕石 立地を設置 安定性を有 よる圧密沈 ます。
38	保護土の 子径等)及 と。		-				破損を防ぐ及び法面に	保護土等を して、現地 を角レキな	開始前に敷設しまで発生すどが混入	埋立地底面 す。 る凝灰質砂 しないよう

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の	見	解
39	下や圧密・についての	別の閉	脹り等 的性能	に対す	を示	すこと。	部の遮水性物などのどのではない。 動なとないのでは、 のでは、 ので	トにつであず重求の選択を が場の選水シ 対象の接合方	ることや えられの ますテム 法等を検	、埋立廃棄 強度を有す 、今後、 適していき 討していき
40	処分場内による破損によるです。 について対	に対っ	する保			等次下等	せずに野変物では、世球では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学のではないが、大学のではないが、大学のではないが、大学のではないが、大学のではないが、大学のではないが、大学のではないが、大学のではないが、大学のではないが、大学のではないが、大学のではないが、大学のではないが、大学のではないが、ためいはないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがはないがはない	に降った雨水 排水区内 が構を画った で は、に で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	す置立雨 結、埋ためすに対な 果十立物 埋なに	、。よ率 立安よ 面たこに を性圧 の、と排 設を を性圧 で を性 で で と が を 性 に る の 、 と が り に る り り り り り り り り り り り り り り り り り
41	浸出水集下等による排水不能にこと。	破断	・破損	の際の	修復	方法と集	たままのように といった たまれる にんしょ にんしょ にんしょ はんしょ はんの はんがい しんがい しんがい しんがい しんがい しんがい しんがい しんがい し	排水管は、たのに間では、ためには、ためには、ためには、ためには、ためには、ないでは、ないでは、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないに	組 よ よ 、 ま 果 十 な し 、 世 な に 、 は 果 十 な 物 に 、 は 果 十 な も に 、 は は 、 に 、 は に 、 に も に に に に に に に に に に に に に	せて埋設し イルタ保護士 対を保護士 立地を設置 を設て と設す とこと とこと とここと とここと とここと とここと とここと とこ
42	多量降雨 超過する場					理能力を こと。	し、浸出水 方式により また、安 よう、浸出	に降った雨 の量を低減 廃棄物の埋 全に浸出水 出水貯留槽の 日力を十分確	するため 立を行い・ を い・ を 量や 浸	、区画埋立 ます。 処理できる 出水処理施
43	結果が出る 法について	い有領で	害物質こと。	の混入	、のチ、	エック方	査、搬入管 を行い、受 入を防止し 事前審査	では、立入	査などの 合しない 検査や有	一連の審査 廃棄物の混 害物質の使
44	受け入れる有害物の の"作用"	種類。	と、人	及び周	囲の		ストの確認 必要に応じ 廃棄物の混	など、搬入 や目視によ て展開検ュ 入チェど 検査などを	る検査な による受 、抜き打	ど、また、 入基準外の ちによる廃
45	掘削した性物質の指					及び揮発と。	法投棄地内 状確認など 影響のない	物の撤去工 の水質や発 の事前調査 ように、不 業を行いま	生ガス、 を行い、 法投棄物	投棄物の性 周辺環境に

No.	意見	等	の	要	旨	県	の	見	解
46	前処理の具体及び性能等につ				設の諸元	することと 沢不法投棄 に適合させ	しており、 物を馬頭最 るため、乾	前処理施 終処分場	
47	前処理施設で 災等の発生の同 て示すこと。	_			. , , , ,	の前処理を なお、不 前処理施設 状確認など ます。	法投棄物の の設計に必	要となる	投棄物の性
48	廃棄物の種類 い理由について	示すこ	. と。			查、搬入管	理、展開検	査などの	
49	将来的に有害 浸出等が発生し 化処理の方法に	た場合	の掘削	除去		を行い、受 入を防止し		(合しない)	発乗物の混

◇ 環境影響評価書(案)に関する意見

① 大気質

No.	意	見	等	の	要	自	県	の	見	解
1	廃棄物技 物質が飛					灰や有害 るのか。		の積荷に覆 散しないよ		
2	廃棄物技 害も考えて な空気は位	うれる	が、今	までの		る健康被 なきれい	発生する排 環境基準を	及び工事用 出ガスによ 下回ると予 は小さいと	る影響は測され、	、いずれも 生活環境に
3	大気質は有害ガスで終了後においか。	の発生に	はない	か。す	ミた、!		評価項目で実施して、埋までは選びままでは調査	立終了後も 生ガスにつ を実施する すことがな	、NO ₂ 、SI 、埋立地 いて定期 計画であ	Mについて が安定化す 的にモニタ り、周辺に
4	搬入の開発して予算ができます。	悪及びと	その影 いるの	響(那 か。ま	後散範にた、		いて予測を 合が図られ さらに、 時には埋立	中に発生すりているとこれでは、他にそれででは、他にできるとないでは、他業を関係した。他のできる。	、環境基 価して実施 水を実施 する、即	準等との整 ます。 する、強風 日覆土を実
5	計画地P が設置され こることP い。	れること	とによ	り、気	流の		定める技術 本事業で 立地の周辺 画としてい	は、栃木県 指針に準じ は、環境へ に里山保全 ることかと考	て選定しの影響に ゾーンを 、風向・	ています。 配慮し、埋 配置する計 風速に影響

② 水質・水象

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の	見	解
6	計画地のる。よりでは、ままでは、まままで、まままが、、してのでは、これででは、はないででは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは	マメン カカ ガ川の 計出し ない はない	トへ流た地の流れを南水、	されたいたいないないは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水ので	也下いて調は るは るは る。 では の。 では の。 では の。 では の。 でも。 でも。 でも。 でも。 でも。 でも。 でも。 でも。 でも。 でも	してず、ま方法もが	これまでの	Jの上水道ス)諸調査の約 ごあると判断	吉果から、	計画地とは
7	計画地居下水位が高など大幅に水位及び水れるが、とか。	高いが、 二地形 く脈に	、備中 を改変 変化か	沢のfi ごするこ が起こる	けけ替 こと ること	より地下 が予測さ	め、地下水	Zまで達する K位及び地 別しています	下水脈の変	わないた 化は小さい
8	温泉の水要である。	(脈と	の係え	りにつ	ついて	調査が必	が、井戸の と7mとV 位等の状況	ヽうごく浅レ	00mを超; いものであ げれも事業	える深いものり、地下水 実施区域の

No.	意	見 等	の	要	自	県	の	見	解
9	地形、地形、地形、地形、地形、地形、地形、地の形が、地のででである。	を最小限にいかすことがある。 いかけけれる。 はこれではいい。 とこれでは、 は、 とこれでは、 とこれでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	ことどめ となくるほ となるい と な い か 計 画 地	るのとというというというというというというというというというというというというという	るが、 を半分 変を り、地	るまたまでは、ことでは、ことででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ	、現備中沢の置場では、現間場ではいるはいるまではいるまでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	の付け替覆上作業す。その積が。の造成法	の効率性を うえで、事 最小限とな 面の早期緑
10	処分場か で浄化」と 保障され、 久に無いと	書かれてい 小口川及び	ハるが、 び那珂川	それは	永久に	れるまで継	続して処理 分場の廃止 める基準に	します。 は、浸出	場が廃止さ 水の水質が 状態になっ

③ 騒音

No.	意	見	等	の	要	自		県	の	見	解
11	和見小学	を校の馬	掻音 •	振動に	-関し	ては、耳	見	和見小学校	で付近の主	要地方道	那須・黒
	在でも環境			_				羽・茂木線に	は、現道が	狭く、現る	兄で環境基
	ら、たとえ							準を上回って	「いる時間	帯もありる	ます。
	による環境							しかし、事			
	るべきであ	らる。身	環境保	全措置	を行	っても弱	문	であり、生活	環境を悪	化させる	ことはない
	境悪化は過	達けられ	っない	\ 0				と考えていま	きす。		

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の	見	解
12	位置し、事 も、100 るにもかか 然環境を い。処分 るべきで あ	業種わすのるる計でいる。処	セ上ず場画 分メ貴備で中 で	ントの重相があると、は移植	の結果 が確保が に保した	されてい 優れた自 認識を 財産 を しいままままままままままままままままままままままままままままままままままま	て回検モこな後によいている。	がある信じない。 が、代、ないない。 がいかではないではない。 でではない。 でではない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 とれる。 とれる。 とれる。 とれる。 とれる。 とれる。 とれる。 とれる。	ラ測された 関内で環境で 関帯で置い 関帯で 関本で で で で で で で で で で で で で で で で で で	目種についに 種を 対置 は う で や で い で と と し て と し て と し て と し て と し て と し て と し て と し し と し し と し し と し と
13	どしたというとはというとはというとはというというというというというというというというというというというというというと	す立いで系破り	対策・つ限、	講じる谷の名のでは、	に う か 「 中 で 世 物 の	、現在の 動植物を め立て」 処分場計 地域個体				
14	100種 ら評価は慎 措置を講じ は間違いで 機関などに	重に るこ ある。	行うべ とで影 、環境	きでま 響がた 省、ナ	うり、 よいと て学な	いう評価 どの研究	例に定める 家の意見を 処分場の 価の結果に	技術指針に 踏まえて、 建設にあた 基づき環境	二準じて、 実施して、 こっては、 意保全措置	影響評価条 また、専門 います。 環境影響評 を実施する 低減してま

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の	 見	解
15	県内でも い動でである 中沢の105 栃木県の落地 地議すべる	i 多良好 種類で ら り に け に に に に に に に に に に に に に に に に に	見つか 子さを ううり、 うり、 い	ってい 証明す 種が存 県立自	へること 一るもの 存在する 1然公園	は、備 であ ことは の特別	例に定める 家の意見を	踏まえて、 設予定地は 、建設にあ で「水辺空 和が図れる	準じて、で実施している。 実施自然ないたっては、 ではゾーン」	また、専門 います。 公園内であ 「里山保 を設け、
16	対象がレてな環境に生せるとなどへ	に限ら に息する れてい	っれて: うもの、 いなか・	おり、 、県内 った種	備中沢 可の生息 が確認	で特殊 は地域と なれた	に掲載され では上位性 目種を選定	や典型性、 し、評価を 貴重種や注 とにより、	:貴重種とし 特殊性の社 :行っている :目種の生息 周辺に生息	し、生態系 見点から注 ます。 息環境にも 息する他の
17	湿地や池様々な動植			,	_	•	湿地や休け付替河川なう環境保全は低減され	措置を講じ	環境を創む ることに。	出するとい
18	備中沢の様々な植物域等が破壊	フ・群落	\$等が			-	る影響につし、回避、	いては、環 低減してま 替河川の整 をできるだ	境保全措 いります。 が にあたく が で が に あした	っては、備
19	水辺空間中沢には存むいた開かない止水には対から鳥類に	を 在した な 面域か な 形形成	なかった 出現 えする	た大き し、水 ことか	な開口 く位の落 いら、水	面を ち着か	て、現備中るため、池します。	と湿地とを 中沢下流の ては、生態	同様の環境 合わせた野 防災調整済	意を創出す 環境を整備 也の水位の
20	下流に遊の環境を急体に激変を するものであ	息変させ さもたら サンニ	し、植っし、	生、昆この地	と虫、生 地域に生	態系全息する	管理用道! は、自然環! どめます。	路(遊歩道 境に配慮し		こあたって
21	施いレさき栃しバてさ、行く区。ッら取木てチいれ従っ損、域十ドにり県記はるてってなの分デ確なの載住がいていっくなった。	と記すなどと、	ととうがいる事が書います。 でんしょ はんしょう こうりょう ない かいま ないま かんしょう はんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ	把す記はかブジト案 一案る握れ載、でッボで) タ)。	しているのいます。 ごはた、れ料るのコ在お け信と国てや。要シがい で頼と国てやの注フ確て 割性	い県る献え目ト認は 価をえの種、ば種ハさ記 を著な が聞、とナれ載 し	例家 価ない はしにの処のどりな、てを見場果です、切ま	技術まとは、 注紙 は は は は は は ま は ま は ま は ま は ま は ま は ま	準じて、は 実に 実になる とこと また は と と と と と と と と と と と と と と と と と と	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
22	付替河川 ることは、 につながる	長期間	引幼虫	で生活			付替河川 るよう緩や を設置しま			

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の	 見	解
23	るのか。改 たらし、生 おそれがあ	で変され E息環境 oる。	いなく きを悪	ともが	く位の変と、絶対	滅させる	は改変区域されると考	ではないのえます。	で、生息	池について 環境は維持
24	ンボが記載 トでは記載 調査が必要	なされて ながなく ぎである	いたいなっ	が、事でいる	事業ア ら。専	セスメン 門家の再	い調種したいはした果適ま、ボ、切まではおがいたンお適いではからないが、切までは、ボージのは、ボージのは、ボージを当す事は貴なすが、	 大記	トス 、果し ンいまに でせん ではん ではを ではる に ではる に ではる に で に に で に で に で に で に で に で に で に で に に に に に に に に に に に に に	chnuraの一種名を変更 でオモンイ。 された場合することと
25	在するにも ている。	カッカッオ	らず	最終的	りには			ではギンヤ クロスジギ		認しておりを確認して
26	ハッチョ 一過性確認 ていない。						外の水田で	あり、事業	実施区域	は調査範囲内では確認ないと判断
27	種別ボには範本れ無家とがが成よ極と評ば視のガ確極虫れめし価極し再いでで書めて調なるで対これがでの書かで調けませば、	れ困虫のとガ調貴評で難検2さシ査重価	いな気重していな計る種大がてワと調ははがで図混いトお査意	、あ鑑合るンり結味こる」し。ボ2果を	つ2 ま北生民同のあ は定混り、 は定混り、	は、道すこし合、同「大るれた域こた学こをがでれた域これをある。	にがワをいートワらお、ト伏」事ント、い幼ンせと業ボン備で出がったが、	幼はオ形でス虫はをニカのちまいがは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水ので	しワンで 調でまシてトボ分 査いせカ でまんワ	セスまとはと ガ、のボメしガ「は シニこがいと ガーのボンたシ産難 カシと生 カルシと生
28	住れている。 ははをのがる ではない はんだい はん	は 5 音 に 1 と 5 音 に 5 音 け に 2 記 で つ 予 が が 重 が 正 種 が ま ま か ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	本のいるで地 価別存でたも内 の	に在はめ、の 対象に 大変を は の 対象に ない かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう いんしょう かんしょう かんしょう いんしょう いんしょう かんしょう はんしょう かんしょう はんしょう はんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしょく はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんし	は記録し記録 には これ とう	赤て区いに認 ずとい域な至し 、んる外いらて 生に 生	が、類似し やチョウト	た環境に生 ンボが確認 ないので	息するト された池	ていません ラフトンボ については 境は維持さ
29	危惧種が1 ず、なぜム たかの記述 化、植生の 考えたのか	0種もなかないないないというでは、 1 かい 1 できない 2 かい 3 かい 3	存と、生なン幼在マ河息いマ虫	すの川へ。の川へ。のの生態	こもか 注	対象とし 地形の変響をどう 惜置とし	り影響を、殊なしして、特別では、特質の、はいます。	けかなかながず減代るもれてでをであるかでではからいままれる世間では、これのでは、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	対にるのヤてとしてを種ンとしてを種のの生	は、その特 示す指標と として選定

No.	意	 見	等	の	要	旨	県	の	 見	解
30	多数の自然の自然の自然の自然の自然では、の方式でのののでは、ののではないでは、ないではない。	深環境が深いに できない はいい こうかい こうかい こうかい きんしょう いいきん かいきん かいきん かいきん かいきん かいきん かいきん かいきん	の多様ででは、多様をよりである。	性を象でなった。	数み質てで裏しての光あする	い止ると 「満境のこの改し」 ・地形のの改	すが、水の物の生息に 物の生息に 備中沢の環 えています。	流れに変化 適した環境 境をできる	をもたせを創出すだけ再現	るなど、現 したいと考
31	未同定種である。	がある	るにも;	かかわり	らず、	未評価		種」と記述 あるため、	していま	については す。これら 価の対象と
32	カエル類 れているが 水辺を経て あり、それの ない。	、カニ 広範が の基z	エル類は樹木 は産	は繁殖原 林床を 卵場その	産卵地 要する のもの	地域から もので つであ	卵塊の確 れており、 評価を行っ [*]	これらを踏		には記載さ えで予測・
33	アカガガ 要であ設設 施設が、 い。	、評价計一十一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二<	西の対 他域内	象となっ は流域 ៛	ってレ 最大の)ない。)産卵域	ヤマアカガラを行ってい現地調査は、改確認とは少ないと	まではいい。 ではいでかいでいいでいる でいいでいいでいいでいる。 としていいではない。 としていい。 としていい。 としていい。 といいではいい。 といいではいい。 といいではいい。 といいではいい。 といいではいいい。	ガエルにガエルな類下産卵はは、ま境保全	ついて評価 の産卵場 中沢沿いで 与える影響 措置とし
34	ハでへいまれる。 かずのまい。 たい。	音型型 いでを いたや いたとれ	重機低温のでは、	使用に。 減できる とになる して欲し	より い る る い 。	繁殖行は考えらば例があ	例に定める家の意見を	技術まかに 技術まの 関連を 関連を 関連を がい要に に、は に、は に、は に、は に、は に、は に、は に、	準実、ニす限じて、ても した しん しん いっぱい しん いっぱい でん いっぱい しん しん いっぱい しんしん いんしん いんしん いんしん いんしん いんしん いんしん いん	いまで 要重機を がある がある がない での である である である である である である である である である である
35	猛禽類に て営巣工環に が、悪影響に、 悪またの た場合	響を見て変いでいる。	及ぼすずるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	兆候が	見述よい安となるという	た場合 に息へ に息への に営巣し	建設予定場合には、し、環境改憲を及ぼい応じ、関連をして工措置を実施	繁殖モニタ 変や廃棄物 すおそれの 事の一時中	リング調 の搬入に ある場合	より繁殖に には、必要
36	マエグロ ドリカで き調査分でで し し し し も 取れない	おいて 記録の5 記跡調査 いない]避、但	て情報を かない ない な	不 保 を を を で る な の は の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に 。 に る に る に る に る に 。 に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る 。 に る 。 に 。	されて である 重の有	おり、 から再 態も良 を在に対	県のレッれた種の生! ようとする。 調査の結果 判断してい	態を環境影 のは現実的 や既往の知	響評価のに困難で	すが、現地

解
「シロオビ
コスズメバ
丁正します。 ・評価に変更
可価に及义
山保全ゾー
ています。
ブナの点在
は、生態系の
環境保全措置
っては、回
回避・低減が
寸しており、 ニタリングを
意について、
を行っていま
っては、回 団避・低減が
日避・仏滅か 寸しており、
ニタリングを
ながに ついて
ダ等について え計画してい
長することと
> - > > > > > > > > > > > > > > > > > > - >
えて、必要に 置を検討しま
19世代の10年

No.	意	見	等	の	要	旨	県		の	 見	 解
45	環境を有けるいるの判のの判のの判ののとしてあるるとである。	一るの同る。の問る場ではいるの問る。の問る。の問うの問うではいました。)環にな境とと 環ので違同の	保植にはう様よ生なかでう	昔」しの棲る見でとてだ息と識	いないと と思いれ と し う っ た た た た た た た た た た た た た た た た た た	避・低ななりを関する。	減場変にる、境 を合域植と要全 基はがする。 はなりませる。 はないでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	に償でる可応置 に間でる可応置 に変した	が置がを植物で、検物様では、大きででは、大きででは、それでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ	ングを実施会検討しま
46	に関して、 猛禽類につ 動半径の広 措置は無益	影響回いされる	回避は は近隣 を性・ ると思	不可能に営業を生まれる	ぎであれる。	られ、行ら、保全	るだけ!! るだけ!! るだい 猛禽 がっこう がっこう がっこう がっこう がっこう ない措情	影響を回まない。 とないないではでいる。 となるではでいる。 となるではできる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 といるではいる。 というではいる。 といるではいる。 といるではいる。 といるではいる。 といるではいる。 といるではいる。 といるではいる。 といるではいるではいる。 といるではいるではいる。 といるではいるではいる。 といるではいるではいるではいる。 といるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるでは	回避・促 ・で は、 で 、間 のな と こるな と	流減してい 営巣期に 影響可能 が要に が要に	よき ニーナー という はっと リース タイン リース 見工 に でと リース 見工 に 下 と に 下 と に 下 と に 下 と に 下 と に か に か に か に か に か に か に か に か に か に
47	の一部の固 ら遺伝情報 る認識を問	体の利 なの減少 う。	移植は >が考	集団の えられ)遺伝 いるこ	とに対す	情報への	の影響に	は少ない	いと考えて	
48	アセスメ 研究者の少 かなり困難 程度の専門 のか。	ない欠 能がある	分野の 5。動	調査、 植物の	採集)調査	、同定は にはどの	り、動材	植物相の	現況を	把握する	ソッフによっために適し しました。
49	全体で何 は及第点、 しているの "蚊"に ないが、備	などと)ではな こついて	:いう :いか :は一	ような 。ちな 種類も	妥協 みに 同定	昆虫の中 されてい	に定め、います。	る技術指 。なお、	量針に準 「力類	じて適切	響評価条例」に実施していては「カの
50	のながれ調でである。	がせをのがはな調がない。	届く気がらい至にからに近りに通りに適さ。自	加で調任れ 然	いきたいる 握	たクチナ め分 い と を ま る の	門家が記 多クチン 様からの たもの	調査・同語を対していた。	同定にあまいます という ままま といま だいまん といま といま にいまい といい かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	ったれば、 さす。 こついてに 「重点的な	分類群の専 その種数は は、住民の皆 は調査を行っ
51	改変区域 価をしてない の変化で生 る恐れがあることを証明	いるが、 での着生 で育環境 いるので	改変物変が、微	区域外 などは わり生 気象を	トでも は周り 三育で	の微気象 きなくな				ご変化はな fしました	:いことか : 。
52	事後の動 は行政の思 か。					いないの はない	見を踏る	まえ計画	可してい		· 専門家の意 · に、結果に · す。

No.	意	見	等	の	要	追		県	の	見	解
53	現地の河 期には乾燥 の動植物な 岸で固める のだから、	J川環境する!	競場で 環境でし はますり	あり、 ている その環	は冠がそのため、した。	kし、『 ため現る いし、『 一変する	在護る	· -	多自然型河 り、現備中	、コンク 川として 沢に近い	リート護岸 整備するこ
	か破壊にし れていない	かな									

⑤ 景観

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の	見	解
54	備中沢は観が激変す 在・供用町 変化な	rる。 きと埋	また、 立完了	その から 閉	彡響がカ 閉鎖まっ	施設の存 での2時	橋に構置る で完築化物よ評たなかのすのり価、いら	北横る色、し本た閉間の物し形辺す点、までので状景。か施でいまで、までのでは、までのでは、までのでは、いかでいまでのでは、いいでは、いまでは、のでは、いまでは、のでは、いまでは、のでは、いまでは、のでは、	置にす配の よが 意調 生在の は存 の は で は で は で は で は で は で は で は で は り 、 で も り は り は り は り は り は り は り は り は り	工的な景観 化や植栽、 環境保全指 図 内部を眺望 用時と埋立
55	沢の東西を特徴づけ			. , –	•		環境をで 区域上下	川の整備にあ きるだけ再明 流の備中沢に 」、「里山佐	見するとと こついては	もに、改変 、「水辺空
56	景観に 隣から処分 の影響は必	う場が	見える			温泉街近 観光へ	ことがで	泉郷からは処 きないため、 響はないと考	眺望に大	きな変化は

⑥ 人と自然との触れ合い活動の場

No. 意見 等の 要旨 県の 見解 57 触れ合い活動の場である霧ケ岳山村文化体験村周辺地域では、工事期間中は、道路はするとともに、必要に応じて案内板を設するとともに、必要に応じて案内板を設するとともに、必要に応じて案内板を設するとともに、必要に応じて案内板を設するとともに、必要に応じて案内板を設するとともに、必要に応じて案内板を設する。	
	No.
を迂回しなければならないことや近くで道 路工事が行われることなどにより利用者への影響やイベントの開催への影響がある。 また、近くを廃棄物の搬入車両が走行することになるが、悪臭はないか。 するとこもに、必要に応じて案的板を設するなど、利用者への配慮をします。 すると、廃棄物の運搬車両には覆いをしてきる限り周辺に悪臭がもれないようにます。	

⑦ 温室効果ガス等

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の	見	解
58				. —		幾能が喪				できる限り
	失するとと						施設内で再和		ととし炭	素現存量の
	ることは、				[達成]	アクショ	減少に配慮し			
	ンプランに	「逆行」	してい	る。						施し、二酸
							化炭素の吸収	又源の復元	に努めま	す。

⑧ その他

No.	意	見	等	の	要	目	県	の	見	解
59		,				イーと008	周辺民家の			
	ルしか離れ									低振動型の
	物質の飛青		り健康	的な生	三活が	奪われる	建設機械の使	.,		
	のではない	ゝカゝ。					の徹底や強風			
							ついては、即			
							対策を実施す	ることと	こしていまっ	す。

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の	見	解
60	周辺住民響はどのよ	うに考	きえてい	いるのだ), ₇ °		光地への影響 目ごとに、 評価を実施 境保全措置 避、低減が	予測、環境で しています。 を講じるこ 図られてい	は、関連 保全措置 。いずれ とで環境 ると評価	する調査項 の検討及び の項目も環 影響の回 します。
61	M分場予 近くに民家 30年後に ることが心	もある 健康被	。 1 と 害 や 弱)年後、	2 0	年後、	例に定める打しています。	環境影響評を講ずるこが図られている応じてモ	準じて、 価項目に はいると に を リン	適切に実施 ついて、環 環境と響い 価して実施 グを実施
62	最終元 が を を を は に こ と に と な は と な は と な は と な ま ま り た り た り た り た り た り た り た り た り た	にない、ことでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	でする ですい。 それで で で で で で で で で で で で で で で で が で が で	会科学的 那珂/ 東に及る 現光、南	内環境 町の ます影 高業、	影響にといいます。というでは、響は、響に、響業、	例に定める! ため、産業! していません	こ対する影 ん。 立開始後は、 ニタリング	準じて実 響等につ 、周辺環 を実施し	施している いては評価 境への影響 、透明性の
63	水象、土動物、生態いて影響を	系なと及ぼす	だっている。	ヽて埋∑ がないが	立終了か。	後にお	は、埋立完る項目とし環境影響に乗った。 一、地域では、地域では、地域では、大学のいいは、大学のでは、大学のいいは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のいいは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	て選定して 可避・低減 す。 盤及び地形 こ影響を及し していませ、	を及ぼす いまない ・地質に を が が が に が に だ に だ る に る に る に る に る に る に る に る に	おそれがあ 、いずれも ていると評 ついては、 れはないこ
64	評価書(結果を導き ただきたい	出した	こおいて	て、この を詳細に	のよう こ説明	な予測]してい	予測結果はれの項目毎は地点、予測を示し、できます。	手法(予測式	容、予測I こや予測条	時期、予測 (件を含む)
65	評価書に る。 	ついて	デーク	タが秘園	匿され	てい	個人が特別等の位置が終 るデータに 公表している	特定され盗っ ついては、	掘などの	
66	初めに建がない。通会の審議に	常の環 かける	環境影響	響評価の である。	のよう	に審議	例に定める! 家の意見を	踏まえて、	準じて、 実施して	また、専門 います。
67	り、子ども えるのか。	達への	影響は	はまっ た	たくな	いとい	徹底させまで 校時間を避ら らに、交通 ニュアルを することで	けるように 事故対策、 整備し、運 事故防止に	廃棄物の 十分配慮 運転者教 転手への 努めます。	搬入は、登 します。さ 育等のマ 教育を徹底
68	県は、 場はとと 場の 場の りかい はない はない ない ない ない ない ない ない はない ない はない ない ない ない ない はない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない な	較せす ある」 、 と い 、 と	*、強引 と結論 よ備中》	別に備 ^口 倫づけ <i>れ</i> 尺は処タ	中沢を たが、 分場と	「処分 今回の して適	事業による 全措置を講っ られると評 能であるとき	面しており、	より回避 、処分場	・低減が図

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の	 見	解
69	処分場に より自分た					処分場に 染される		デムにより 流出しない		
	ことを心面							影響は低減		
							また、大	ズ気質につい 前の走行に伴		
							小さいと子	測され、環	境基準値等	
70	沢の東西	斜面為	が消失	するこ	とは、	、八溝県		ていると評価 の整備にあ		備中沢の
	立公園設定	ぎの主旨	旨に離,	反して	いる。		環境をでき	: るだけ再現 記の備中沢に	するととも	に、改変
								、「里山保		
71						て毒が舞	万が一、	強風により		
	い、上流部たと、講演	- 0 /			′類スジィ	観測され	置する地域	育中沢周囲の まで飛散す		, ,
								ぬ底した散水		
							するなどの	三業を中断す)飛散防止対	- • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
72	廃棄物の	焼却に	こよっ゛	て牛成	され	<u>る数十万</u>	す。 馬頭最終	※処分場は、	国の構造基	上準を上回
	種類に及る物を、本当	未知の	り物質	が混入	して	いる廃棄	る遮水シス	テムを採用 が定める基	するととも	に、埋立
	どういったない処分場	物質為	が混入	してい	るか	もわから		行っていき		
	で管理期間	も終っ	了し、	閉鎖で	きる	のか。				
73	発生し、地			-		•	入基準に遊	Eや搬入管理 配合しない廃		
			を講ず	るとい	うが、	、具体的		「機物の分解		
	に説明され	にたい。					アや硫化水	ン炭素が発生 く素の発生は	わずかであ	っることか
								tないものと 見立地が安定		
								「定期的にモ 「であり、周		., .
74	住民から	・のデー	- タギ	けたー	-	ア리キ川	とがないよ	、うに十分留 野評価書(案	意してまり	いります。
14	すのではなが重要であ	<< > 3						表するとと		
75	果の事業(案)の総	をである					栃木県環	-。 環境影響評価)手続き等を		
	の広報やホ	ニームノ	ページ	に情報		•	また、環	環境影響評価	書 (案) の	あらまし
		養期間	間と意	見の提		間が同じ	ムページに	は、縦覧開始に掲載しまし	た。その中	で、縦覧
	であるとV 無視である	。環境					及び怠見書 行っていま	序の提出につ きす。	いてのお知	りせを
76	るといえる 正式に基		前が筈'	定され	ナルナ	<u>れば事業</u>	其木設計	一の検討と事	<u></u> 業アセスメ	ニントの調
	アセスメン出されるこ	トの記	平価は	できな	:10	司時に提	査を同時期	同の候的です 同に実施する 日果を反映し	ことにより	、アセス
	トの結果を							景を反映しま計が策定で		
	きである。									

No.	意	見	等	の	要	旨	県	の	 見	解
77	事業アセら、縦覧を				於終し	了してか	栃木県環 間内に説明	境影響評価 会を実施し		じ、縦覧期
78	県の事業 民には公園 民に限定するなら、 機会を与え	引すべき トベき その行	きであ ではな 後、そ	り、訪 い。 せ の他の	説明会に 也元の)	は地域住 人を優先	民の皆様に めていただ 県民の皆 う、ホーム 内容をお知 ます。	、馬頭最終 くため実施 様にも十分 ページなと らせしてま	を処分場への をしたもので で理解が行きが でを活用し、 でいりたい。	です。 得られるよ それらの と考えてい
79	住民への (案)の段階 れるよう 得いくまで	皆で十分 要望する	分な説 る。ま	明・質た、町	疑応 答	答がなさ	事業の節 ど、町民の いと考えて	皆様にご訪		開催するないただきた
80	平成16 事業実施に 類調査』を は、住民無 ない。	こ伴うまと説明:	環境影 会も開	響評価かずに	5のた。 二実施し	かの猛禽 したこと	平成16 実施した適 巣、繁殖等 への影響に 調査を実施	が確認され 最大限配慮	、メントの れたことか なするため、	店果、営 う、猛禽類
81	備中沢を 性アセスフ がある。						適地性アは、県の規 ています。		,,.,,.,,	託について 契約を行っ
82	アセスラ る。	レントの	の業者	名は少	〉表すん	べきであ	環境影響	評価書に記	己載しました	P
83	適地性で 処分をという 基本メント ある など、動力を など、 もので は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	「を暗導 とした」 と行う前	果で通 事業計 たの提の	す計画 画と あるか 適地 ア	可であっ に幅に図 いら、『	ったこと 変更した 事業アセ	終処分場のました。	建設が可能 で、今回の 基づいて環	ごであるこ。)アセスメン 環境への影響	ントでは、 響の予測、

◇ その他の意見

① 馬頭最終処分場建設事業について

No.	意見等の要旨	県 の 見 解
1	抜本的な不法投棄対策を行うことなく、安 易に新たな処分場を造ることは、公共事業の あり方としても問題である。	1 北沢地区の不法投棄問題 平成2年に、馬頭町(平成17年10月に合併 し、現在は那珂川町)の北沢地区において、 大量の廃棄物の不法投棄が確認されました。
2	処分場は必要としても、その前に、企業等 ヘゴミを減らしていくよう十分に働きかけを しているのか。	その後、馬頭町において不法投棄問題の解決に向けて様々な検討が積み重ねられた結果、平成12年6月、町から県に対し不法投棄物撤去のための県営管理型最終処分場の建設
3	是非、初めに建設ありきではなく、もう一 度考えてほしい。	要請がなされました。 平成12年に県が実施した不法投棄物の詳細 調査の結果では、不法投棄物と周辺の汚染土
4	那珂川に近い水源地の美人沢と言われた 「備中沢」への巨大最終処分場計画は、根本 的に大間違いである。	職員の紹介では、不伝授業物で周辺の70条工 壌等を合わせて撤去が必要な量は約5.1万 ㎡と推定されており、周辺環境への汚染の拡 大を防止するため、これらを全量撤去する恒 人対策が必要であると判断しています。
5	計画地の周辺地域の住民が反対し、小学校 や幼稚園に近く、豊かな自然を有する計画地 は、処分場に不適格である。	2 馬頭最終処分場建設事業の実施決定 県では、平成14年から15年にかけて、地元から候補地として挙げられた備中沢地区につ
6	なぜ、産廃処分場が必要なのか。民家が近くにあるのに、なぜそこに建設する必要があるのか。	いて、将来にわたって安全で環境保全に配慮した処分場の建設が可能かどうか判断するため、適地性判断のための環境影響評価を実施しました。
7	自然豊かな所が那珂川町の長所であるが、 処分場ができるとその長所が無くなり、移住 してくる人や観光客も減る。また、子ども達 は、出て行ったきり帰って来なくなる。	その結果、候補地は管理型最終処分場の建設が可能な場所であることを確認しました。 さらに、平成16年4月には、馬頭町から改めて、県営管理型最終処分場の建設要望がなった。
8	町が作って欲しいと言ったからというのは、処分場建設の理由にはならない。 県はどう考えているのか知りたい。 県も、馬頭に処分場が必要だと思っているのか。	県では、町からの二度にわたる要望や適地性判断のための環境影響評価の結果などを総合的に勘案し、平成16年5月、馬頭最終処分場建設事業の実施を決定しました。
9	最終処分場建設の必要性を否定するつもり はないが、設置場所の選定にはかなり問題が あると思う。是非とも再考をお願いする。	3 廃棄物処理対策の推進 一方、県では、「栃木県廃棄物処理計画」 に基づき、廃棄物の排出抑制と循環的利用の 促進、廃棄物の適正処理と処理施設の確保、
10	産業廃棄物最終処分場が何故備中沢に建設されねばならないかの根拠が甚だ希薄である。本県において産業廃棄物最終処分場建設が必要であるなら、その建設のための候補地を県内の複数の地域に求め、これらの候補地を自然科学的、社会科学的及び倫理的に比較検討し、最適である場所を選定し直す手続きが必要不可欠であると考える。	展棄物の過止処理と処理他設の確保、 廃棄物処理への信頼の確保と不法投棄の抑止 を柱として廃棄物処理対策に取り組んでいます。 しかし、産業廃棄物については、県内に管 理型最終処分場が設置されていないことから、管理型廃棄物の全量の最終処分を県外に 依存しています。 このため、県では「栃木県廃棄物処理計 画」において、県内で排出される廃棄物をで
11	環境省は、「不法投棄物の処理だけのために処分場を建設するというのは成り立たない」と指摘している。	きるだけ県内で処理できるよう、民間事業者 による施設整備が極めて困難な状況にあるこ とを踏まえ、県営最終処分場建設事業を推進 することとしています。

Na	意	見	等	の	要	県 の 見 解
			•			4 馬頭最終処分場の早期完成に向けて 馬頭最終処分場建設事業は、北沢地区の不 法投棄物を撤去するという長年の課題の解決 策となるとともに、廃棄物の適正な処理施設 の確保のため、極めて重要な事業です。 このため、県では、安全で安心できる最終 処分場を早期に完成し、北沢地区の不法投棄 物を一日も早く撤去できるよう、全力で取り 組んでまいります。

② 北沢の不法投棄物について

Na	意	見 等	の	要旨	Ì	県	の	見	解
12	北沢の不 した犯人及 を県が税金 代執行であ ように実施	び土地所を を投じて る。 県が10	有者が責何 実施するこ 負った損害	壬を負う ことは事 害の回収	べき所 実上の	これまで、 執行による ¹ 要望をいたた 行政代執行	上沢の不法 ごいており テにより不	の皆さんだ 投棄物の ます。 法投棄物の	から、行政代 散去について の撤去を行う 処理法に基づ
13	北沢の不治分場建設に対なぜ産廃特権	先行して	実施される	るべきて		く措置命令を 措置命令に 障が生じ、3	と発する必 こついては ては生ずる	要がありる、生活環境おそれがる	ます。 竟の保全上支
14	町民が何 は措置命令 投棄物問題 ることは適	をかけてい	いない。 るため、ダ	上沢地内 凸分場を	の不法	等の措置を請 るとされてい そして、行 撤去すべき者	帯ずべきこ ヽます。 亍政代執行 旨に代わっ	とを命ずるは、本来で具が撤去	ることができ 不法投棄物を
15	県は北沢(はでからある。 イ県である。 である。 とである。	としている ばれた物 , 他県の打	るが、新聞であり、リ であり、リ 旦当者の記	聞によれ 県外でも 活によれ	ば1都処理は、持	って、費用を 県が、担内に すが、まれたまません。 なお、いれ	と回収でき ることとな こは北沢地 場所が多数 つゆる産廃	ない場合ります。列区以外にあることで特措法に、	は、結果的に 残念なことできる も考慮せざる より、行政代
16	北り急のな置をのお成れの有策望。令す別、対要い命出特りのお成れが表現があれば、対策にまるのお成れが表現がある。	物を対た出き置が1を対た出き置が1を対た出き置が1を対し、しと法申日の請の請の請の第の第の第の第のの第の第の第の第の第の第の第の第の第の第の第の第	出べ水投っる象テ所では、水で止者、不りべ発す。たう野野の大きのでは、	いる策けい役るでごるがさしら乗条あ、の、えてで物件る3	か民施状措去満県のらのし回置のたは対、再て復命たし、策	るこれははははいるのや、去のでは、大きには、大きには、大きには、大きので、大きのでは、たきのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、たらので	というここで とうでに 物なり、あ要措負効の度かくま行たす置担性不に ないない ないがい とまれん て費令き欠投た	はた。執は用をるく棄る代の、行、等発見も物不政界に汚をし込の撤法をし込の撤法をしたがといる。	(大)
17	県は「町 棄物問題の しているが、 決するため が言ってい うした矛盾	解決の要認 、町は「こ には、処 る」と繰り	清があった 化沢の不 分場しか り返し説	こから」 去投棄問 方法がな 明して <i>V</i>	と説明 関を解 いと県	には、本県に の確保の必要 の最終処分場 物を処理する	こおける 要性な 場を ま き 方 頭 最 終 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	棄物の適」 総合的に なれ沢地 実現可能な	Ex Ex 要型理施設 動案し、県営 区の で最善の で最善の と と と と と と と と と と と と と と と と と と と

Na	意	見	等	の	要	自	県	Ļ	の	見	解
							処分場を	・早期に も早く	こ完成し く撤去で	/、北沢地	心できる最終 区の不法投棄 、全力で取り

③ 合意形成について

Na	意見	等	の要	旨	県	の	見	解
18	行政は、誠実に たい。また、計画					う積極的に	は歓迎され	落施設」であ れない施設で
19	知事が節目ごと た約束はどうなっ また、捨て得 が、馬頭の不法 のはおかしい。	ったのか は許さ	ゝ。 ないと発す	言している	しかし、原 地区の不法技 における長 に、循環型社 施設の確保の	馬頭最終処 投棄物を撤 年の課題の 社会を支え ひため、極	分場建設 去すると の解決策 る廃棄物 めて重要	事業は、北沢 北河と 北河と が が な が ず な が ず な が ず る で で が ま る で が る で で が ま う る で が す る で が ま う る で う る 、 う る 、 う る 、 う る 、 う く る く る く る く る く る く る く る く る く る と る と
20	馬頭最終処分場までに県が行ってらの文言は「お是生の作文」に過ぎ までである。 これである。 これである。 これでもいたいたい	てきた朝 夏目」、 ぎないと	l跡を見る 「ご挨拶	限り、これ」、「優等	に事業を推議しまた、那時にあたっていの配慮について、県として、	性していき 可川地域望 なてはこれを てはこれを	たいと考えの最終処式の最終処式の合意ができます。	
21	住民の質問、男 実な回答をお願い			に対し、誠	に努めている そのため!	きたいと考 こは、まず	えており、最終処	
22	説明会では、男対話が成立してい 出す根本的な原因 提にしていること 分場が安全な施記 にしがみついてい	ヽない。 団は、県 とによる ひである	こうした いが処分場 がいりで いとする不	状況を作り 建設を大前 はなく、処	解をいただい いま頭最終が 考えするだける 合させ、また	くことが何 処分場では り入れ、ソ でな、最終処 た、最終処	よりも重 、多重安 ード面の 分場の設	要 全 システー 全 システー 全 システー 大 と マンテー 大 で ままま で ままま で ままま で で かい
23	県は、住民の戸 分場の危険性を記 に立脚すべきであ	忍め、そ			ク管理を行 る、そして何 目指している	うことで、 言頼性の高 ます。	より安全い最終処金	をで安心でき 分場の整備を た処分場の安
24	処分場に係る 住民への周知が が、説明会のたて すべきであると同	遅いとがに繰り	何度も指揮 返されて	商しているいる。 改善	全対策や事業 節目、節目に り、町民の	業の進め方 こ説明会や 皆さんを対 さらには町	などについ 意見交換。 象とする のケーブ	いて、事業の 会を開催した 広報紙やホー ルテレビなど
25	県は専門的な情る立場として我々する責務がある。 ゆる疑問に答えた	マ公衆に そして	対し責任 県は我々	ある判断を からのあら	また、基本 書の策定に の開催や関係	本計画や基 つきまして 系資料の縦 卸意見等に	本設計、! も、案の! 覧を行い、 対する県	環境影響評価 設階で説明会 皆さんから の見解をお示
26	自治会の反対? 多くの住民が処分			•	なお、説明 は、2週間前	明会の開催 前には住民	や縦覧に	当たりまして 当たりまして にお知らせで 住民の皆さん
27	現在地権者をは の表明をしている やりかたはすべき	る。その	声を無視		には、御要望	望があれば	説明会の	現催など、で くくことして

Nα	意	見	等	の	要	自		県	の	見	解	
28	補助金うやり方		-			らせる	とい	果説がなないというは、は、いかななないでは、というがは、というではいいのではいいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、いいので	催する、 すし、 すし、 積にで り 層、 で の 層、 で の で の 得に で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	か、 広は は に に に に に だ に だ に が る が の の で だ が の の の の の の の の の の の の の	紙、ホーム のケーブル 提供を行う 切に対応し くの住民の	ペテとて皆

④ 搬入道路の見直し要望について

Na 意見等の要旨 県の見

29 この意見書は、那珂川町小口の〇〇地区住民一同として提出する。

①搬入道路に対する住民一同の思い

搬入道路ができる事で、生活環境が破壊されるだけではなく、中間処理施設など他の施設を誘導するなど孫子の代まで影響が残る事に危機感を感じている。今回の設計案の見直しを改めて要望する。同様に地権者も反対しているので、地権者の人権を守る為にも、住民が合意しない限り絶対に用地測量や用地取得の個別交渉を行わないようお願いしたい。②地域住民の合意について(その1)

旧馬頭町が設置要請をした際に、併せて要望した「地域住民の合意形成」を求めているが、事業者の県にとって「地域住民の合意」の定義は何か。町民全体の合意か。搬入道路や処分場の近隣住民の合意か。道路や処分場を建設するのに必要な土地の地権者の合意か。那珂川町町議会議員の合意か。

③地域住民の合意について(その2)

搬入道路に関して「地域住民の合意形成」ができるまで、この「馬頭最終処分場基本設計書(案)」の(案)を取り外さないで欲しい。県は町が要請したから推し進めているが、併せて町が要望した「地域住民の合意形成」を無視して計画を進める事は、行政として町民の人権を軽視した前近代的な行為であると考える。

(注) ④から⑬までは、あくまでも搬入路ができたと仮定した場合の考えられる悪い影響による最悪のシナリオを想定した質問である。

④搬入車両の通行制限

これまでの説明会で「和見〜梅平間の搬入 道路について、和見と小口の生活環境を考慮 して、搬入車両が片方の地域に集中しない様 に、処分場を往復しないように反対方向へ抜 けさせる」と説明していたが、車両を確実に 往復させないようにする方法を具体的に教え て欲しい。例えば、搬入道路の両端に有料道 1 地区の皆さんとの話し合いの経過について 地区の皆さんからの御要望を受けて、平成 18年2月18日に開催しました説明会におい て、「地区住民一同」名で「最終処分場の搬 入道路の見直しに関する要望書」をいただき ました。

県としては、実施中であった測量等の作業を一時中断したうえで、これまで、住民の皆さんと話し合いの場を持たせていただき、県の考え方を説明させていただきました。その概要は、次のとおりです。

(1) 基本計画における搬入道路の位置付けについて

平成17年3月に策定しました馬頭最終処分場基本計画において、搬入道路については、北沢不法投棄物と廃棄物の搬入道路及び工事用道路として、計画地の東西に位置する二つの県道を処分場の主要施設を経由して連絡する道路として計画したものです。

搬入道路のルート選定に当たりましては、 ①できる限り生活環境、自然環境に配慮する こと

- ②動線計画に問題がないこと
- ③地域ネットワーク道路として利用できること ④できる限り既存の道路を利用すること を基本方針として、現地の地形等を考慮する など総合的な視点から検討を加えるととも に、町とも協議を重ねた結果、町道小倉・梅 平線等を基本とするルートを選定いたしまし た。
 - (2)搬入道路についての懸念について

地区の皆様が懸念されております事項については、次の考え方を基本として事業を進めてまいります。

①交通量が増える事で交通事故が起こる可能 性

搬入道路については、基本的に現道を拡幅し、車道2車線及び歩道を設置する道路構成

No 意見等の要旨

路のようなゲートを設けると言う事なのか。 ⑤第2第3の県営処分場について 2006年2 月24日の小口地区対象説明会において「備中 沢周辺に第2第3の県営処分場をつくる事は 考えていない」と明言したが、それは公式文 書として記録されているのか。指導要綱では 「既に設置されている最終処分場から1km以 内に最終処分場は設置しない」と書いてある が、「閉鎖された最終処分場は除く」と書か れているので不安である。

他の最終処分場で、当初の計画よりも拡張している事例が多いので、馬頭も同じ事になると予想され地元住民として不安である。閉鎖された20~30年後に効力があるとは考えられない。また、もしも今後、町から要望があった場合は、その約束を撤回し、第2第3の県営処分場をつくる可能性もあるのか。

⑥民間の処理施設について

搬入道路ができた場合、備中沢に民間の処分場や、中間処理場などができる事を懸念している住民もいるが、現在計画している県営処分場以外、民間処理施設を一切作らせないと確約することはできるのか。またそれには、法的な根拠はあるのか。

⑦健康被害について

「誠実に対応・・」などと曖昧な表現で済ませようとする姑息なやり方をせず、発生することを前提としたリスク管理マニュアルに基づき、具体的な対応策を約束し、実行することが行政責任を果たすことである。

⑧イノシシなどによる被害について

処分場や搬入道路ができる事で、備中沢周辺のイノシシやハクビシンなどの生活環境や移動範囲が大幅に変わり、里におりる機会が増え、農作物被害が増える事を懸念している住民も多数いる。そのような可能性について、どの様に考えているのか。もしも処分場や搬入道路が完成し、イノシシなどの獣害が急増した場合、住民としてどのように因果関

県 の 見 解

とします。また、横断歩道や標識など適切な 交通安全施設を設置するなど交通安全の確保 に努めてまいります。さらに、運搬車両の運 行につきましても、交通安全マニュアル等を 作成し、運転者に対し安全教育を徹底するな ど、交通安全対策に万全を期してまいりま す。

②交通量が増える事で発生する騒音、振動、 排気ガスによる大気汚染

運行時間、運行台数の制限及び適切な走行 速度による運行の実施など、適正な交通管理 を行います。また、運搬車両についても低公 害車等の導入推進を図るなど、適切な管理運 営を徹底します。

③積載した廃棄物から飛散する粉塵による健康被害と農作物への被害

運搬車両には、必ず荷台にシートをかけるなどの対策を実施し、廃棄物が飛散しないようにします。さらに、焼却灰などの飛散しやすい廃棄物については、あらかじめ廃棄物を加湿、セメント固化したうえで運搬することとします。

④大型道路建設と交通量が増える事による里山的風景の破壊

搬入道路は、地域の環境や原風景等に最大限配慮した道路とします。

⑤環境の悪化による住民の流出

搬入道路については、上記のとおり周辺環境にできる限り配慮してまいります。

⑥経験した事がないために予測不能な未知の 障害

現時点において予測可能な事態は、防止策 を講じるとともに、万々が一障害が発生した 場合は、誠実に対応します。

(3) 北沢地区の応急対策について

北沢の不法投棄現場における汚染拡散の兆候を把握するため、県ではモニタリング調査を実施し監視を続けております。モニタリング調査により汚染拡散の兆候が認められた際は、下流に影響が及ぶ前に、より速やかに応急対策が講じられるよう事前調査に向けた検討を進めてまいります。

2 基本設計案の取りまとめについて

8月27日の話し合いの際には、まず、県から、地区の皆さんに、搬入道路については、それまで説明させていただいてきたとおり、現在お示ししているルートが最適だと考えていることから、一時中断していた搬入道路を含めた基本設計の案を取りまと、搬入道路を含めた基本設計の案を取りまとめることについて説明をさせていただきました。また、地区の皆さんと、引き続き話し

見 等 要 意 の 旨 Na

係を立証すればよいのか。また、その申請に 対し、県はどの様に対応するのか。 ていただきました。

⑨ 搬入道路としての県道について

搬入路に対しては、交通安全対策、通行時 間制限、各種の影響に対する対策等を行うと 聞いているが、それは新設する搬入道路の区 間だけなのか。それとも県道(小砂・小口線 と那須・黒羽・茂木線)部分も含めて行うの か。県道を含める場合、県道部分に対する対 策はどの地域まで行うのか。すべて具体的に 明示して欲しい。

⑩ 住民への情報公開について

処分場の計画や経緯の公表について、 までの方法(説明会、広報、CTB等)だけで なく、住民がいつでもどんな情報でも知る事 ができるように積極的に情報公開して欲し い。県や町が作成し全戸に配布した資料だけ でなく、検討過程の資料や、異議を唱えた地 域住民の要望書や県による回答書、各地での 説明会のビデオテープや録音テープなど、馬 頭最終処分場に関わる資料を包み隠さずに情 報公開して欲しい。

例えば、那珂川町役場の入り口(処分場の 模型や遮水シートの展示してある場所)や、 図書館など住民が気軽に立ち寄れる場所が望 ましい。そのような住民の立場に立った情報 公開が行なわれなかった為に、地区では搬入 道路に関して町や県と認識の相違が生じ、容 認できない状況になったと考える。上記のよ うな意見に対して、具体的にどのような事を 行なうつもりがあるのかご回答願う。

⑪ 協定作りについて

今後、計画が進んだ場合、搬入道路の通行 時間や環境対策など、地元住民と協定を結ぶ 必要があると思うが、協定を作るのはいつご ろか。また、協定作りに参加する住民はどの 様に決定されるのか。

⑫ 住民監視システムについて

本設計(案)では、住民監視システムと称 して、「処分場の適正な管理運営を行なうた めの組織をつくる。」とあるが、その組織に 含まれる住民とは、どの様に選出されるの か。立候補形式で町や県による審査か。立候 補形式で抽選か。全町民を対象とした無作為 選出か。町や県による指名か。

③ 浸出水処理について

浸出水は「飲料水レベルまで浄化」と書か れているが、それは永久に保障され、小口川 および那珂川への影響は永久に無いと言える のか。保障されない場合、いつから浄化が停 止されるのか。その場合の排出水は環境基準 で定められた水質よりもきれいになるのか。

④ 搬入道路選定の合理的根拠について

「搬入道路が地区を通る合理的な根拠」を

合いの場を持ちたいという考えもお伝えさせ

の

見

解

県

一方、その際に、地区の皆さんから、「県 からの回答に対する評価と要望」をいただき ましたが、これに対しては、文書により改め て、県としては、現在お示ししているルート が最適かつ最も合理的な搬入道路計画である こと、心配されている搬入道路により予想さ れるマイナス影響については、県として引き 続き十分対策を検討していくこと、引き続き 話し合いの場を設けることなど県の考え方を お答えし、併せて、北沢地区の不法投棄物を できるだけ早期に撤去できるよう、事業を計 画的かつ着実に進めていくため、一時中断し ていた測量等を再開するとともに、関係者の 方々に事業や用地に関して御説明することや 御協力をお願いしていくことを地区の皆さん にお知らせいたしました。

そのうえで、先般、基本設計の案を取りま とめてお示しさせていただき、説明会を開催 するとともに、関係資料を縦覧し御意見をい ただいたものです。

3 地区の皆さんが懸念されている事項につ いて

搬入道路の影響について、地区の皆さんが 御心配をされていることは、十分認識してお ります。

県としては、最終処分場がいわゆる「迷惑 施設」であり、地元から積極的には歓迎され ない施設であることは十分承知しており、最 終処分場の建設について地元の皆さんの御理 解をいただくためには、まず何よりも処分場 の「安全・安心」を確保することが肝心だと 考えています。

このため、馬頭最終処分場では、多重安全 システムの考え方を取り入れ、多層の遮水構 造、高度な処理工程を含む水処理システム、 さらには処分場の運営状況などを住民参加に より監視していただく制度の導入など、ハー ド・ソフトの両面からの安全対策を講じ、よ り安全で安心な最終処分場を整備することと しています。

また、搬入道路についても、搬入車両や工 事用車両の走行に配慮した安全設計とするこ とはもちろんのこと、地元の生活道路でもあ ることを考慮して、歩道などの交通安全施設 を整備するなど、歩行者の交通安全に最大限 配慮したいと考えています。

しかしながら、最終処分場の建設や運営管 理、搬入道路の運行管理などの詳細について は、基本計画や基本設計の段階で、すべてを 具体的に決定できるわけではありません。 のため、今後、処分場や搬入道路の整備や供

No 意見等の要旨

示して欲しいと県に何度も求めて来たが、未 だに具体的な説明をいただいていない。

これまでの地区との話し合いでは、 への道路選定の根拠」に関する説明を地区住 民が納得していないことに対して、「平行 線」「説明したがわかっていただけない」 「堂々めぐり」等の発言が県側からあった が、県からのこれまでの書面や口頭での回答 からは「この地区でなければならない」理由 は見当たらず、どこに作ったとしても当ては まる「道路を作る場合に配慮する事項」が中 心で、当然、地区として納得のできる回答で はない。また、8月27日付けで提出した地区 への道路選定の根拠に関する質問事項につい て、未だ具体的な回答がない。つまり、「平 行線」「説明したがわかっていただけない」「堂 々めぐり」と発言される理由を作っているの は、私たちではなく県側にあると考える。

また、たかだか「道路をそこに選定した合理的な理由」を知りたいだけなのに、これだけお互いの労力をかけたにもかかわらず、それが公開されないという事は、基本設計書15ページの「多重安全システム⑥住民監視システム⑥住民監視システム⑥住民監視システム⑥住民監視システム⑥住民監視システム⑥住民監視システム⑥住民監視システムのによる情報としても、何か疑問に思ったり事業者側ででも、都合の悪いことは覆いとしまうのではないかという言う不安さら感じる。

9月15日付けで県から地区の世帯主に送付された書類には、「ルート選定の過程では、複数案について比較検討するとともに、那珂川町とも十分協議したうえで基本計画として決定した。」とあった。

- ①具体的に、複数案の内容と比較検討した 過程と結果を公開して欲しい。
- ②那珂川町と協議した日時、協議内容と協議結果がわかる議事録や確認書等を公開して欲しい。
- ③上記が公開できない場合は、公開できない理由を回答して欲しい。

上記の書類に書かれている「総合的な視点から検討した」、「十分協議した」、「県としては、現在お示ししているルートが最適かつ最も合理的な搬入道路計画であると考えております。」という抽象的な姿勢だけでは、納得できるはずも無い事は、地域住民ならずともわかる事かと思う。

本当に地域住民と合意形成する姿勢があるのであれば、こちらの質問や要望をはぐらかさずに、具体的な回答をして欲しい。今後も、こちらが求めている質問に対する説明をお待ちしているのでよろしくお願いしたい。

県 の 見 解 までに給封していくこととたる事項につ

用までに検討していくこととなる事項につきましては、町や住民の皆さんの御意見を伺いながら検討していきたいと考えています。

4 事業への御理解・御協力をいただくために

事業を進めていくためには、住民の皆さん の御理解・御協力が不可欠です。

このため、県としては、最終処分場及び搬入道路の整備について、できるだけ多くの住民の皆さんに御理解・御協力をいただけるよう、誠意をもって話し合いを続けていくとともに、情報提供についてもできる限りの取組を行ってまいります。